

## 参考資料3

## 学校環境衛生の定期点検・測定項目

「学校保健安全法 第6条第1項に基づく学校環境衛生基準」

項目	内容	回数	備考
<b>教室等の環境に係る学校環境衛生</b>			
換気及び保温等	換気(二酸化炭素)、温度、相対湿度、浮遊粉塵※1、 気流、一酸化炭素、二酸化窒素	毎学年2回定期	授業中等の各階1以上の教室等
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン	毎学年1回定期	※1
	ダニ又はダニアレルゲン調査	毎学年1回定期	保健室の寝具、カーペット敷の教室等
採光及び照明	照度、まぶしさ測定	毎学年2回定期	授業中等の各階1以上の教室等
騒音	等価騒音レベル		
<b>飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生</b>			
水質	9項目飲料水水質検査	毎学年1回定期	専用水道・井戸水等の場合は別途
	雑用水検査	毎学年2回定期	水道水以外の雨水等の利用の場合
施設・設備	飲料水に関する施設・設備点検	毎学年1回定期	貯水槽等の維持管理
	雑用水に係る施設点検	—	施設・設備の点検
<b>学校の清潔、ネズミ、衛生害虫及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生</b>			
学校の清潔	大掃除の実施	毎学年3回定期	
	雨水の排水溝等点検	毎学年1回定期	雨水排水管含む
	排水の施設・設備点検		汚水槽・雑排水槽含む
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等点検	毎学年1回定期	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	毎学年1回定期	
<b>水泳プールに係る学校環境衛生</b>			
水質	①遊離残留塩素②pH値③大腸菌④一般細菌	使用日の積算が30日	
	⑤有機物等⑥濁度	以内ごとに1回	
	総トリハロメタン検査※2	使用期間に1回以上	
	循環ろ過装置の処理水の確認	毎学年1回定期	濁度検査
施設・設備の 衛生状態	プール本体の衛生状況点検	毎学年1回定期	
	浄化設備及びその管理状況点検		ろ過機・オゾン又は紫外線処理設備
	消毒及びその管理状況点検		滅菌装置の点検
	屋内プール(気中の二酸化炭素・塩素ガス、水平面照度)		

※1 …測定結果や環境条件により、次回より省略することができます。

※2 …プール水を1週間に1回以上全換水する場合省略可能。